

園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部学術研究倫理憲章

平成 25 年 2 月 7 日制定

園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部は、建学の精神「捨我精進」にのっとり、学術の中心として教育研究の社会的使命を誠実に果たすことを通じて、調和した社会の形成と発展及び人類の福祉に貢献する。

この理念を実現するため、社会の負託に応える重大な責務のあることを自覚し、学術研究活動の信頼性と公正性及び遂行の自由を確保するとともに、常に良心と向上心に従い研鑽に努める。

本学は、その学術研究活動が社会から信頼を得られるよう、本学の学術研究活動に従事するすべての者に係る基本的な倫理規範として、次のことを宣言する。

- 1 本学は、調和した社会の形成と発展及び人類の福祉に貢献するため、現代の諸課題の解決に向け、新たな知識や技術を生み出す創造的な研究活動に励む。また、知識や技術の質を向上させるため研鑽に努める。
- 2 本学は、研究、教育を含むすべての活動において、個人の人格と人権を尊重し、人種、性、地位、思想、宗教などによる差別やハラスメントが生じないように努める。学術研究活動においては、とりわけ研究協力者の福利に留意する。また、動物実験等は真摯な態度で適切に扱う。
- 3 本学は、学術研究活動の信頼性、公正性の確保のため、常に正直、誠実に行動する。研究過程においては、調査研究データの厳正な管理、意義と成果の適切な公表に留意し、不正が生じないように努める。また、他者との相互評価に積極的に参加し、社会への説明責任を果たす。
- 4 本学は、学術研究活動の遂行にあたり、国内外の法令や規範、学内の諸規則を遵守する。とりわけ学術研究資金の管理と運用は、透明性を高め、適切に行う。また、個人と組織、異なる組織間の利益の相反により弊害が生じないように公共性に配慮し、適切に対応する。
- 5 本学は、社会の負託に応える重大な責務を果たすため、公正で、社会の評価を積極的に受け入れる開かれた学術研究環境の確立と維持に努める。また、安全管理、学術研究倫理に関する研修や教育に積極的に取り組む。

付則

この憲章は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。